

株式会社 推進協  
介護福祉士実務者研修 通信課程 学則

(事業者の名称・所在地)

第1条 本研修は、以下の事業者（以下、当会という。）が実施する。

株式会社 推進協

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目20-8 ベネックスS-3・4階

(設置目的)

第2条 国家資格である介護福祉士を目指す志のある者が金銭的に挫折することがないように、給与を得ながら介護を学べる場を整備し、介護人財の養成を図り担い手を輩出することで、今後の超高齢社会に貢献することを目的とする。

(養成施設の名称・所在地)

第3条 養成施設の名称・所在地は以下の通りとする。

推進協介護大学校（通信課程）

神奈川県横浜市港北区新横浜3丁目20-8 ベネックスS-3・4階

(研修実施課程、履修方法及び修業期間)

第4条 前条の目的を達成するために、介護福祉士実務者研修事業（以下、「研修」という。）を実施する。

2 研修は通信課程（e-learning）とし、一部面接授業（以下、「スクーリング」という。）を含むものとする。

3 修業期間は原則として入講日から修了日までの6か月間とし、2年を超えて在籍はできないものとする。但し、下記のいずれかの資格を取得している者については、以下の修業期間とする。

保有資格	修業期間
訪問介護員養成研修（1級課程）	2か月以上6か月以内
介護職員基礎研修	2か月以上6か月以内
介護職員初任者研修	3か月以上6か月以内
訪問介護員養成研修（2級課程）	3か月以上6か月以内
介護に関する入門的研修（全講座修了）	4か月以上6か月以内
訪問介護員養成研修（3級課程）	4か月以上6か月以内
生活援助従事者研修	4か月以上6か月以内
喀痰吸引等研修（医療的ケア）	4か月以上6か月以内
無資格者	6か月

(研修会場)

第5条 前条の研修を行うために使用するスクーリング会場は以下の通りとする。尚、本

会では、スクーリング会場を「分校」と位置づけ、広域（日本全国）に渡りスクーリングを開催することにより、受講生が受講しやすいよう利便性、効率性を図る。分校及びその所在地は以下の通りとする。

分校 番号	分校	所在地
①	しょうじゅの里三保サテライト分校	神奈川県横浜市緑区三保町2640-220
②	しょうじゅの里相模原分校	神奈川県相模原市中央区すすきの町22-12
③	たまプラーザ分校	神奈川県横浜市青葉区新石川4丁目20番地17
④	岐南仙寿うれし野分校	岐阜県羽島郡岐南町伏屋8-33
⑤	燦燦分校	岐阜県岐阜市鏡島南1-2-30

（定員・学級数）

第6条 前条の分校ごとに設置する学級及びその定員並びに開講時期及び修業期間（開講説明会及び通信授業開始日を含む）は以下の通りとする。尚、開講日は各学級の開講説明会及び通信授業開始日とする。

分校	修業期間	定員
しょうじゅの里三保サテライト分校（4月学級）	4月～9月	30人
しょうじゅの里三保サテライト分校（8月学級）	8月～翌年1月	30人
しょうじゅの里三保サテライト分校（12月学級）	12月～翌年5月	30人
しょうじゅの里相模原分校（6月学級）	6月～11月	30人
しょうじゅの里相模原分校（2月学級）	2月～7月	30人
たまプラーザ分校（10月学級）	10月～翌年3月	30人
岐南仙寿うれし野分校（1月学級）	1月～6月	30人
燦燦分校（3月学級）	3月～8月	30人

（事務局窓口・休業日）

第7条 毎週土・日曜日その他、休業日は以下の通りとする。当会が認める場合には、休業日を変更することがある。

- （1）年末年始 12月29日～1月3日
- （2）夏期休業 8月13日～8月15日
- （3）国民の祝日に関する法律に規定する日
- （4）天災等やむを得ない事情により授業が行えないと当会が認めた日

（入講対象者）

第8条 受講の対象者は以下の条件を満たす者とする。

- （1）介護福祉士の資格取得を目指している者
- （2）男女を問わず、心身ともに健全な16歳以上の者
- （3）開催する分校での面接授業に通学可能な者

(4) 学習継続に支障がないと認められる者

(入講者の選考)

第9条 入講者は、前条の要件を満たした者のうち入学手続きを完了し、受講決定通知を発行した者とする。

(履修及びスクーリングの実施方法)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙の通りとする。課題の提出方法は、郵送・FAX・WEB（e-learning）のいずれかとする。

2 スクーリングは以下の方法で実施する。

- (1) スクーリングは指定された日に当会が指定する分校にて行う。出席を確認するため、受講者は、事務職員による確認終了後、毎回出席簿にサインする。
- (2) スクーリングに出席するためには、当会の定める期日までに通信学習を終了していることを条件とする。
- (3) スクーリングを安全に行うにあたり、感染症に感染している者、またはその疑いがある者については受講できないこととし、スクーリングの実施時期を変更する。

3 評価方法は、スクーリングの全日程に出席した者に対し、指導教員・事務職員の報告に基づき、その成績を評価する。

(入講手続き)

第11条 入講手続きは以下の通りとする。

- (1) 当会指定の「介護福祉士実務者研修受講申込書」に必要事項を記入し、その他の必要書類を添付して期日までに提出する。但し、定員に達した時点で申込受付は終了する。科目の免除を希望する者については、該当資格の資格証の写しを提出することとする。
- (2) 当会は、申込受付を確認した後、契約内容確認書等の受講決定通知書を郵送する。
- (3) 受講決定通知書を受け取った受講者は、指定の期日までに受講料を納入する。
- (4) 当会は、受講料の支払いを確認した後、教材等を発送する。

(入講申込締切)

第12条 申込締切日は開講日の2週間前とする。但し、申込締切日以降でも、入講申込者が募集定員に達していない場合は、当会の判断により申込を受け付けることができることとする。

(入講の決定)

第13条 入講予定者が入講決定通知を受け取った後、受講料の納入または分割納入の確認をもって受講の決定とする。

(受講料)

第 14 条 受講料は以下の通りとする。

(1) 一般社団法人全国個室ユニット型施設推進協議会会員施設の職員が受講する場合  
(入職見込み者を含む) (消費税込)

保有資格	研修時間	授業料
無資格者	462 時間	130,000 円
介護に関する入門的研修 (全講座修了)	442 時間	130,000 円
訪問介護員養成研修 (3 級課程)	432 時間	130,000 円
生活援助従事者研修	422 時間	130,000 円
喀痰吸引等研修 (医療的ケア)	400 時間	130,000 円
訪問介護員養成研修 (2 級課程)	332 時間	120,000 円
介護職員初任者研修	332 時間	120,000 円
訪問介護員養成研修 (1 級課程)	107 時間	110,000 円
介護職員基礎研修課程	62 時間	60,000 円

※教材費は別途。

(2) (1) 以外の者が受講する場合 (消費税込)

保有資格	研修時間	授業料
無資格者	462 時間	200,000 円
介護に関する入門的研修 (全講座修了)	442 時間	200,000 円
訪問介護員養成研修 (3 級課程)	432 時間	200,000 円
生活援助従事者研修	422 時間	200,000 円
喀痰吸引等研修 (医療的ケア)	400 時間	200,000 円
訪問介護員養成研修 (2 級課程)	332 時間	180,000 円
介護職員初任者研修	332 時間	180,000 円
訪問介護員養成研修 (1 級課程)	107 時間	160,000 円
介護職員基礎研修課程	62 時間	100,000 円

※教材費は別途。

2 使用する教材は、介護福祉士実務者研修テキスト【第 1 巻～第 5 巻】(中央法規出版株式会社)とし、テキスト代は以下の通りとする。(消費税別)

テキスト名	価格(税別)
介護福祉士実務者研修テキスト第 1 巻 人間と社会 第 3 版	2,000 円
介護福祉士実務者研修テキスト第 2 巻 介護Ⅰ 第 2 版	3,200 円
介護福祉士実務者研修テキスト第 3 巻 介護Ⅱ 第 2 版	2,000 円
介護福祉士実務者研修テキスト第 4 巻 ころとからだのしくみ 第 2 版	2,800 円
介護福祉士実務者研修テキスト第 5 巻 医療的ケア 第 3 版	2,800 円
合 計	12,800 円

(解約の条件及び受講料の返還)

第 15 条 納入された受講料は原則として返還しない。但し、受講申込締切日前に受講辞退の申し出があった場合は、当会規定に従い返還することとする。その際の振込手数料は受講予定者の負担とする。

返還額は以下の通りとする。

返還を申し出た日	返還額
受講申込締切日まで	受講料の全額
受講申込締切日翌日～開講 2 日前まで	受講料の半額
開講前日以降	なし

(受講生の本人確認)

第 16 条 受講生の本人確認は、以下の方法で行う。

- (1) 受講申込書に身分証書の写しを添付し、受講申込書には受講生本人の写真を貼付する。
- (2) 受講生はスクーリング初日に公的な身分証書（運転免許証等）を持参し、事務職員が確認する。

(欠席者の扱い)

第 17 条 理由の如何にかかわらず、スクーリング開始から 10 分以上遅刻した場合は欠席とする。やむを得ず欠席をする場合には、必ず電話等により届け出ることとし、早退は欠席の扱いとする。

(補講の取扱い)

第 18 条 やむを得ない事情でスクーリングの一部を欠席した場合は、次期コースにて補講（振替受講）を受けることによって、当該科目に出席したものとみなす。この場合、補講にかかる受講料は徴収しない。

2 修了試験の合格基準に満たない場合は、補講受講後に追試験を受験し、合格したことにより修了することができる。この場合、補講・追試験にかかる受講料は 1 回あたり、5,500 円（消費税込）を徴収する。

(受講の取消し及び除籍)

第 19 条 以下に該当する者は、受講の取消し若しくは除籍とすることができる。受講料の返金は原則行わない。但し、(1) と (2) に関しては、双方（受講者と当会）の意思を確認の上決定する。

- (1) 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講生としての本分に反した者
- (3) 受講生自ら受講継続の意思の無いことを申し出た者

- (4) 第4条に定める在籍年限を超過した者
- (5) 契約内容確認書等の受け取り後、当会の定める期日以内に受講料の支払いがなく、今後も支払いの意思または支払い能力がないと判断される者

(指導、警告及び退学の処分)

第20条 受講者が指示に不当に従わなかったとき、受講者としての本分に反し故意に妨害・破損する行為があり、改善の見込みがないときは、その態様に応じ指導、警告及び退学のいずれかの処分を行うものとする。

(教員組織)

第21条 以下の教員を置く。

- ① 学校長
- ② 教務主任
- ③ 介護過程Ⅲ担当教員
- ④ 医療的ケア担当教員
- ⑤ その他の教員

(休学)

第22条 受講者が疾病等のやむを得ない事由によって受講を一時中断する場合は、その自由を明らかにする書類(診断書等)を添え届け出て、当会の承認を受けなければならない。但し、在籍期間を超えない範囲での休学を認めるものとする。

(復学)

第23条 前条の規定による休学中の者が復学の際は、事前に届け出て、休学の事由が解消されたことを当会が確認し、編入が可能な学級に復学するものとする。

(学習の評価)

第24条 学習の評価は以下のとおりとする。

- (1) 受講者が必要な科目全てを履修したことを確認する。
- (2) 添削課題は期限までの提出状況を確認する。
- (3) 各科目の到達目標に従い、介護の知識・技術の習得度の評価を行う。
- (4) 「介護過程Ⅲ」45時間、「医療的ケア演習」については、スクーリングとする。  
「介護過程Ⅲ」において、介護過程の展開の演習課題並びに実技試験を実施し習得度の確認を行う。  
「医療的ケア演習」において、喀痰吸引、経管栄養、救急蘇生法を規定回数以上行うこととする。
- (5) 評価の方法  
評価は、課題の理解度及び的確性に応じて、以下のとおりとする。なお、各科目の

7割未満の者については、課題の再提出を課し、合格するまで繰り返し再提出する。  
E-ラーニング及びスクーリングの評価については、以下のとおりとし、合格は C 以上とする。

A:90点～100点 B:80点～89点 C:70点～79点 D:69点以下

#### (課程修了の認定)

第 25 条 修了の認定は、第 10 条に定めるカリキュラムをすべて履修し、講師が科目ごとに行った評価をまとめて全体の評価を行い、修了認定会議において一定の基準に達したと認められた者に対して行う。

また、出席時間数が規定時間数の 3 分の 2 に満たない者は履修認定しない。

#### (修了証明書の交付)

第 26 条 第 25 条により修了を認められ、研修受講料を全額納入した者には、当会において修了証明書を交付する。

#### (修了証明書の再交付)

第 27 条 修了証明書の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再交付を行うことができる。但し、再交付手数料として 5,000 円を申し受けるものとする。

#### (個人情報の保護)

第 28 条 当会が知り得た受講予定者および受講生に係る情報は、当会の定める個人情報保護規定に基づき、適切に取り扱うこととする。

2 受講生は受講中に知り得た個人情報を他に口外してはならない。

#### (その他研修に係る留意事項)

第 29 条 天災その他やむを得ない事情により、研修の実施が困難と判断した場合は、研修の中止または延期の措置をとることとする。この場合、新たな日程を設定するなど受講者の不利益にならないよう最善の措置を講じることとする、

#### (施行細則)

第 30 条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当会がこれを定める。

#### (附則)

この学則は、令和 4 年 4 月 1 日より施行する。

別紙:実務者研修課程(カリキュラム)

科目No.	科目領域	研修科目	履修方法	履修時間数								
				無資格者	初任者研修修了者	生活援助従事者研修修了者	介護に関する入門的研修修了者(全講座修了者)	訪問介護養成研修修了者			介護職員基礎研修修了者	その他全国研修修了者
								3級課程	2級課程	1級課程		
1	人間と社会	人間の尊厳と自立	通信授業	5	免除	免除	5	免除	免除	免除	免除	
2		社会の理解Ⅰ	通信授業	5	免除	免除	5	免除	免除	免除	免除	
3		社会の理解Ⅱ	通信授業	30	30	30	30	30	30	免除	免除	
4	介護	介護の基本Ⅰ	通信授業	10	免除	免除	10	10	免除	免除	免除	
5		介護の基本Ⅱ	通信授業	20	20	20	20	20	免除	免除	免除	
6		コミュニケーション技術	通信授業	20	20	20	20	20	20	免除	免除	
7		生活支援技術Ⅰ	通信授業	20	免除	20	20	免除	免除	免除	免除	
8		生活支援技術Ⅱ	通信授業	30	免除	30	30	30	免除	免除	免除	
9		介護過程Ⅰ	通信授業	20	免除	20	20	20	免除	免除	免除	
10		介護過程Ⅱ	通信授業	25	25	25	25	25	25	免除	免除	
11		介護過程Ⅲ	面接授業	45	45	45	45	45	45	45	免除	
12		こころとからだのしくみ	こころとからだのしくみⅠ	通信授業	20	免除	20	20	20	免除	免除	免除
13	こころとからだのしくみⅡ		通信授業	60	60	60	60	60	60	免除	免除	
14	発達と老化の理解Ⅰ		通信授業	10	10	10	10	10	10	免除	免除	
15	発達と老化の理解Ⅱ		通信授業	20	20	20	20	20	20	免除	免除	
16	認知症の理解Ⅰ		通信授業	10	免除	免除	免除	10	10	免除	免除	認知症実践者研修
17	認知症の理解Ⅱ		通信授業	20	20	20	20	20	20	免除	免除	認知症実践者研修
18	障害の理解Ⅰ		通信授業	10	免除	免除	免除	10	10	免除	免除	
19	障害の理解Ⅱ		通信授業	20	20	20	20	20	20	免除	免除	
20	医療的ケア		医療的ケア	通信授業	50	50	50	50	50	50	50	50
21		医療的ケア演習	面接授業	12	12	12	12	12	12	12	12	
通信授業時間数				405	275	365	385	375	275	50	50	
面接授業時間数				57	57	57	57	57	57	57	12	
合計履修時間数				462	332	422	442	432	332	107	62	

※介護に関する入門的研修については、「基礎講座(3時間)」「入門講座(18時間)」により構成され、それぞれに修了した場合修了証が交付される場合があるが、全講座(21時間)を修了した者のみが免除の対象となる。

※喀痰吸引等研修は1、2号研修を修了した者のみが免除の対象となる。(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第21条第3項イ)